

第 964 号 (平成 27 年 10 月 15 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

目 次

頁

【規則】

△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境管理課】	4
---	---

【告示】

△ 認証業務関連事務の委任【市民局窓口サービス課】	5
△ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】	6
△ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	7
△ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	9
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	10
△ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	12
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	13
△ 同 【健康福祉局生活支援課】	14
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	16
△ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	17
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	20
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	27
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	28
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画課】	32
△ 同 【健康福祉局障害企画課】	33
△ 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局介護事業指導課】	34
△ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局介護事業指導課】	36
△ 地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】	37
△ 自転車等放置禁止区域の変更【道路局交通安全・放置自転車課】	38
△ 市道路線の認定【道路局路政課】	40
△ 市道路線の廃止【道路局路政課】	42
△ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	46
△ 市道区域の決定【道路局路政課】	48
△ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】	49
△ 国道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	50
△ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	51
△ 県道区域の変更【道路局路政課】	52
△ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	53
△ 市道区域の変更【道路局路政課】	63
△ 「磯子区カレンダー」売払代金収納事務の委託【磯子区区政推進課】	64

【公告】

△	市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局資産経営課】	65
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	69
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	71
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局産業立地調整課】	73
△	事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】	74
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	75
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	76
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	77
△	廃物の認定【資源循環局業務課】	78
△	横浜国際港都建設計画地区計画の計画案の縦覧【建築局都市計画課】	79
△	横浜国際港都建設計画地区計画の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	80
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	81
△	同【建築局調整区域課】	82
△	同【建築局調整区域課】	83
△	同【建築局調整区域課】	84
△	同【建築局調整区域課】	85
△	同【建築局調整区域課】	86
△	同【建築局調整区域課】	87
△	同【建築局調整区域課】	88
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	89
△	同【建築局建築道路課】	90
△	同【建築局調整区域課】	91
△	同【建築局調整区域課】	92
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築道路課】	93
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】	94
△	同【建築局建築道路課】	95
△	同【建築局建築道路課】	96
△	同【建築局建築道路課】	97
△	同【建築局建築道路課】	98
△	同【建築局建築道路課】	99
△	横浜国際港都建設計画北仲通南地区第二種市街地再開発事業の事業計画の変更の縦覧【都市整備局都心再生課】	100
	[達]	
△	横浜市情報セキュリティ管理規程の一部改正【総務局行政・情報マネジメント課】	101
	[区公告]	
△	自動車臨時運行許可番号標の失効公告の訂正【泉区総務課】	102
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【泉区総務課】	103
△	横浜市十日市場地域ケアプラザの指定管理者の指定【緑区福祉保健課】	104
△	横浜市長津田地域ケアプラザの指定管理者の指定【緑区福祉保健課】	105
△	横浜市中山地域ケアプラザの指定管理者の指定【緑区福祉保健課】	106
△	横浜市東本郷地域ケアプラザの指定管理者の指定【緑区福祉保健課】	107
△	横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【緑区福祉保健課】	108
△	横浜市戸部本町地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【西区福祉保健課】	109
△	横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【鶴見区福祉保健課】	110

△ 横浜市潮田地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【鶴見区福祉保健課】	111
△ 横浜市反町地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【神奈川区福祉保健課】	112
△ 横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【神奈川区福祉保健課】	113
△ 横浜市新山下地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【中区福祉保健課】	114
△ 横浜市浦舟地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【南区福祉保健課】	115
△ 横浜市南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【南区福祉保健課】	116
△ 横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【港南区福祉保健課】	117
△ 横浜市港南台地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【港南区福祉保健課】	118
△ 横浜市今井地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【保土ヶ谷区福祉保健課】	119
△ 横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【保土ヶ谷区福祉保健課】	120
△ 横浜市今宿地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【旭区福祉保健課】	121
△ 横浜市旭区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【旭区福祉保健課】	122
△ 横浜市磯子地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【磯子区福祉保健課】	123
△ 横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【磯子区福祉保健課】	124
△ 横浜市釜利谷地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【金沢区福祉保健課】	125
△ 横浜市金沢区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【金沢区福祉保健課】	126
△ 横浜市篠原地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【港北区福祉保健課】	127
△ 横浜市港北区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【港北区福祉保健課】	128
△ 横浜市美しが丘地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【青葉区福祉保健課】	129
△ 横浜市加賀原地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【都筑区福祉保健課】	130
△ 横浜市都筑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【都筑区福祉保健課】	131
△ 横浜市上倉田地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【戸塚区福祉保健課】	132
△ 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【戸塚区福祉保健課】	133
△ 横浜市筈間地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【栄区福祉保健課】	134
△ 横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【栄区福祉保健課】	135
△ 横浜市いずみ中央地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【泉区福祉保健課】	136
△ 横浜市泉区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【泉区福祉保健課】	137
△ 横浜市阿久和地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【瀬谷区福祉保健課】	138
△ 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【瀬谷区福祉保健課】	139
[水道局]	
△ 横浜市水道局会計規程の一部を改正する規程【経理課】	140
△ 刊行物等頒布代金の徴収事務の委託【総務課】	141
[教育委員会]	
△ 横浜市指定有形文化財の解除【生涯学習文化財課】	142
[区選挙管理委員会]	
△ 神奈川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所【鶴見区】	143
△ 同【神奈川区】	144
△ 同【中区】	145
△ 委員の補欠【港南区】	146
△ 委員長職務代理者の氏名【港南区】	147
△ 神奈川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所【磯子区】	148
△ 同【金沢区】	149
[正誤]	150

規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月15日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第80号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第28条第11号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

第47条に次の1号を加える。

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第90条の4第1号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「及び同項第12号に規定する卸供給事業者」を削る。

別表第11のトリクロロエチレンの項中「0.3」を「0.1」に改める。

別表第15のトリクロロエチレンの項中「0.03」を「0.01」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月21日から施行する。ただし、第28条第11号の改正規定及び第47条に1号を加える改正規定は公布の日から、第90条の4第1号の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に設置された事業所（同日前から建設工事中のものを含む。）に係る排水に含まれるトリクロロエチレンの許容限度についての規制基準は、同日から平成28年4月20日（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設を設置する事業所については、同年10月20日）までの間は、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第11の規定にかかわらず、なお従前の例による。